

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第100期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

株式会社 **ミクニ**

「連結注記表」及び「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mikuni.co.jp/>）に掲載し、御提供致しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社等の数
- ・主要な連結子会社の名称

18社

ミクニ アメリカン コーポレーション

ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド

なお、前連結会計年度において非連結子会社でありましたサンライズ
メディカルジャパン株式会社は、重要性が増したため当連結会計年度
より連結の範囲に含めることにいたしました。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

ミクニ・アール・ケイ精密株式会社

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益
(持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれ
も連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外
しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社数
- ・主要な会社等の名称
- ・持分法適用の関連会社数

1社

ミクニ・アール・ケイ精密株式会社

1社

なお、当連結会計年度よりピエルブルグ・ミクニ・ポンプ・テクノロ
ジー株式会社及びピエルブルグ・ミクニ・ポンプ・テクノロジー (上
海) 有限公司につきましては、当社が保有する全株式を売却したこと
により関連会社でなくなったため、持分法適用の範囲から除外して
おります。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

三國リビングサービス株式会社

各社の当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う
額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影
響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外し
ております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類
を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ミクニ アメリカン コーポレーション、ミクニ ヨーロッパ ゲーエムベーパー、コービン プロパティーズ アイエヌシー、成都三国機械電子有限公司、ミクニ タイワン コーポレーション、ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド、天津三国有限公司、上海三国精密機械有限公司、浙江三国精密機電有限公司、ミクニ メヒカーナ エス・エー・デ・シー・ブイ、ピーティー ミクニ インドネシア、株式会社ミクニライフ&オート、旭エアーサプライ株式会社、三国 (上海) 企業管理有限公司、株式会社ミクニグリーンサービス及びサンライズメディカルジャパン株式会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算期現在の計算書類を使用しております。但し、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法を採用しております。

なお、投資事業組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理しております。

ハ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定) を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社の建物及び在外連結子会社の保有する有形固定資産は定額法を、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	5～13年

また、当社及び国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得したも

- のについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- . 無形固定資産
(リース資産を除く) 当社及び国内連結子会社は定額法を、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づいております。
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
また、在外連結子会社は主として特定の債権について、回収不能見込額を計上しております。
- . 賞与引当金 当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 製品保証引当金 当社及び一部の連結子会社は、得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、過去の実績、予測発生台数及び予測台数当たり補償費用等を考慮した金額を計上しております。
- ニ. 役員報酬BIP信託引当金 当社は、役員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込数に基づき見積額を計上しております。
- ホ. 株式交付引当金 当社は、株式交付ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託と称される仕組みを採用しており、株式交付規程に基づく従業員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込み数に基づき見積額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- . 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ、小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を配分する

当グループは、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、現時点において収益を認識しております。また出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

主に自動車関連品事業において、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

主に航空機部品関連事業において、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

ヘッジ要件を満たす為替予約取引、通貨オプションについては繰延ヘッジ処理を採用することとしており、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものは、特例処理を採用しております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建買掛金、外貨建予定仕入
通貨オプション	外貨建買掛金
金利スワップ	借入金

八、ヘッジ方針

主として当社の内部規程であります「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

二、ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができるため、あるいは、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性があると判定しております。

また、ヘッジ手段の想定元本等とヘッジ対象の元本等が一致しており、金利スワップの特例処理の要件に該当すると判定されるものについては、当該判定をもって有効性の判定に代えております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

また、重要性に乏しいものについては当該勘定が生じた期の損益として処理しています。

⑨ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当グループは「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来販売代金（対価）の回収期間にわたり収益認識しておりました一部の製品販売について、当該製品の支配が顧客に移転した一時点で収益を認識する方法に変更しております。

また、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

さらに、買戻し契約に該当する有償支給取引については、金融取引として有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。有償支給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当

連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は21,611百万円、売上原価は21,485百万円減少しております。営業利益は125百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ108百万円減少しております。さらに、利益剰余金の当期首残高は326百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は当連結会計年度より、「契約負債」及び「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って前連結会計年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来に亘って適用することといたしました。これによる、当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表

前連結会計年度において、流動負債の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 184百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

将来キャッシュ・フローについては、事業計画である翌連結会計年度予算及び中期経営計画等に基づき見積っております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、慎重に検討しておりますが、事業

計画や経営環境等の前提条件の変化により、追加又は新たな減損損失の計上が必要となる場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 製品保証引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 218百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループの得意先との補償契約に基づく製品の将来の保証費用の支出に備えるため、過去の補償実績、予測発生台数及び予測台数当たり補償費用等を考慮した金額を計上しております。将来発生した補償費用が見積り額と異なる場合、追加の引当又は戻入が必要になり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染拡大による影響については、当感染症の収束時期やその影響の程度を合理的に予測することは困難なことから、今後、令和5年3月期の一定期間に亘り当該影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

5. 追加情報に関する注記

(役員向け株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 取引の概要

当社は、取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、平成27年8月17日に株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を役位や業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役等の退任時に交付及び給付するものであります。

なお、信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとしております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する自社の株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、121百万円、274,580株であります。

(従業員向け株式交付信託制度)

当社は、当社従業員（以下「従業員」といいます。）を対象に当社への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図ることを目的として、令和2年8月24日に従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式交付信託」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。

① 取引の概要

本制度では、株式交付ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。ESOP信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

② 信託に残存する自社株式

信託に残存する自社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、49百万円、179,800株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 82,944百万円

(2) 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

受取手形及び売掛金	1,468百万円
棚卸資産	2,903百万円
有形固定資産	10,000百万円
投資有価証券（注）	631百万円
計	15,005百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	888百万円
1年内返済予定長期借入金	91百万円
長期借入金	124百万円
計	1,104百万円

(注) 上記一部に対応する債務はありません。

- (3) 当社が「土地再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、合理的な調整を行って計算しております。

・再評価を行った年月日	平成12年3月31日
・再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△3,735百万円

- (4) コミットメントライン契約（特定融資枠契約）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行とコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	6,200百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,200百万円

なお、この契約には以下の財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	34,049	－	－	34,049

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	525	0	35	490

- (注) 1. 上記自己株式には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。
2. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少35千株は、「役員報酬BIP信託」から対象者への株式の交付35千株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

令和3年6月29日開催の第99回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 170百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 令和3年3月31日
- ・効力発生日 令和3年6月30日

令和3年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 170百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 令和3年9月30日
- ・効力発生日 令和3年12月6日

- (注) 1. 令和3年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式への配当金2百万円が含まれております。
2. 令和3年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式への配当金2百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
令和4年6月28日開催の第100回定時株主総会において次のとおり、決議を予定しております。

・ 配当金の総額	170百万円
・ 1株当たり配当額	5円
・ 基準日	令和4年3月31日
・ 効力発生日	令和4年6月29日

(注) 令和4年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する当社株式への配当金2百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、コミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約には財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、各社の社内規程に従い、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、財務担当部門が執行・管理しており、取引権限及び取引限度額について内規に従い、取引の都度決裁担当者の承認を得て行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、表に含めておりません。(注) 参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 其他有価証券	5,463	5,463	—
資産計	5,463	5,463	—
(2)長期借入金(1年以内に返済予定の 長期借入金を含む)	28,568	28,517	△50
負債計	28,568	28,517	△50
デリバティブ取引(*)	86	86	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合

区 分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式	361
投資事業有限責任組合	21

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 31号 令和元年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	5,463	—	—	5,463
デリバティブ取引	—	86	—	86

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	—	28,517	—	28,517

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1)収益の分解情報

当グループは、「自動車関連品事業」、「生活機器関連品事業」、「航空機部品輸入販売事業」及び「芝管理機械等販売事業」の4つの報告セグメントに区分しており、当該報告セグメントは取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「自動車関連品事業」は、主に四輪車・二輪車・汎用エンジン用燃料供給装置類及びエンジン関連機能品類の製造販売を行っております。「生活機器関連品事業」は、主にガス機器用制御機器類及び水制御機器類などの製造販売を行っております。「航空機部品輸入販売事業」は、主に航空機部品等の輸入販売を行っております。「芝管理機械等販売事業」は、主に芝管理機械等の販売を行っております。また、地域別の収益は、顧客の所在地に基づき分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	自動車関連品事業	生活機器関連品事業	航空機部品関連事業	芝管理機械等販売事業	計	その他(注)	合計
日本	24,652	2,389	1,615	3,864	32,521	1,935	34,457
北米	7,212	—	—	—	7,212	68	7,281
欧州	2,800	736	—	—	3,537	0	3,537
中国・台湾	8,936	3,426	—	—	12,362	267	12,630
アセアン	11,371	—	—	—	11,371	—	11,371
インド	10,206	—	—	—	10,206	—	10,206
その他	1,065	201	—	12	1,279	25	1,305
合計	66,245	6,753	1,615	3,877	78,492	2,297	80,789

(注) 「その他」事業は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、車輛用暖房機器類、福祉介護機器等の製造販売事業等を含んでおります。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格、履行義務への配分額の算定方法については、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 925円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 39円31銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額の算定上、当連結会計年度末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額及び当期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数及び期中平均株式数

当連結会計年度末株式数490,219株 期中平均株式数500,416株

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法に基づく原価法を採用しております。
- ② その他有価証券は、市場価格のない株式等以外のものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等は、移動平均法に基づく原価法を採用しております。
なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料は総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）、貯蔵品は最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………建物 は定額法を、建物以外は定率法を採用しております。
(リース資産を除く) 但し、平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～50年
機械及び装置	9～13年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、
(リース資産を除く) 社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員等に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金……………得意先との補償契約に基づく製品の将来の補償費用の支出に備えるため、当事業年度の発生状況と過去の実績等を考慮した金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- ⑤ 役員報酬BIP信託引当金…役員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込数に基づき見積額を計上しております。
- ⑥ 株式交付引当金……………株式交付ESOP(Employee Stock Ownership Plan)信託と称される仕組みを採用しており、株式交付規程に基づく従業員への株式交付に充てるため、将来の株式交付見込み数に基づき見積額を計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を配分する

当社は、製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。また出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

主に自動車関連品事業において、有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

主に航空機部品関連事業において、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引につ

いて、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(8) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ要件を満たす為替予約取引、通貨オプションについては繰延ヘッジ処理を採用することとしており、金利スワップのうち特例処理の要件を満たしているものは、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約取引	外貨建買掛金、外貨建予定仕入
通貨オプション	外貨建買掛金
金利スワップ	借入金

③ ヘッジ方針

当社の内部規程であります「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができるため、あるいは、取引すべてが将来の購入予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性があると判定しております。

また、ヘッジ手段の想定元本等とヘッジ対象の元本等が一致しており、金利スワップ等の特例処理の要件に該当すると判定されるものについては、当該判定をもって有効性の判定に代えております。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来販売代金(対価)の回収期間にわたり収益認識しておりました一部の製品販売について、当該製品の支配が顧客に移転した一時点で収益を認識する方法に変更しております。

有償受給取引については、従来有償支給元への売り戻し時に売上高と売上原価を計上しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

また、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取

る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高は21,587百万円、売上原価は21,462百万円減少しております。営業利益は125百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ108百万円減少しております。さらに、利益剰余金の当期首残高は326百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は当事業年度より、「契約負債」及び「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って前事業年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来に亘って適用することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 貸借対照表

前事業年度において、流動負債の「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 4百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

将来キャッシュ・フローについては、事業計画である翌事業年度予算及び中期経営計画等に基づき見積っております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、慎重に検討しておりますが、事業計画や経営環境等の前提条件の変化により、追加又は新たな減損損失の計上が必要となる場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 製品保証引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 79百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の得意先との補償契約に基づく製品の将来の保証費用の支出に備えるため、過去の補償実績、予測発生台数及び予測台数当たり補償費用等を考慮した金額を計上しております。将来発生した補償費用が見積り額と異なる場合、追加の引当又は戻入が必要になり、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染拡大による影響については、当感染症の収束時期やその影響の程度を合理的に予測することは困難なことから、今後、令和5年3月期の一定期間に亘り当該影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

5. 追加情報に関する注記

(役員向け株式報酬制度)

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「5. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(従業員向け株式交付信託制度)

従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「5. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	50,838百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	3,423百万円
長期金銭債権	1,575百万円
(3) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	1,710百万円
(4) 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入金に対し次のとおり保証を行っております。	
ミクニ アメリカン コーポレーション	618百万円
ミクニ インディア プライベート リミテッド	2,607百万円
上海三国精密機械有限公司	134百万円
計	3,360百万円

(5) 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

有形固定資産	9,890百万円
投資有価証券 (注)	631百万円
計	10,522百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	555百万円
1年内返済予定長期借入金	82百万円
長期借入金	124百万円
計	762百万円

(注) 上記一部に対応する債務はありません。

- (6) 「土地再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、有形固定資産の事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、合理的な調整を行って計算しております。

- ・再評価を行った年月日 平成12年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 3,735$ 百万円

(7) コミットメントライン契約（特定融資枠契約）

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行とコミットメントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	6,200百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,200百万円

なお、この契約には以下の財務制限条項がついており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき該当する借入金を一括返済することがあります。

- ① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産額を、前年度比75%以上に維持すること。

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売上高	10,001百万円
仕入高	15,655百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 2,593百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	525	0	35	490

(注) 1. 上記自己株式には、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。

2. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の減少35千株は、「役員報酬BIP信託」から対象者への株式の交付35千株によるものであります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	355百万円
退職給付引当金	743百万円
確定拠出年金移行に伴う未払金	68百万円
未払役員退職慰労金	114百万円
製品保証引当金	23百万円
賞与引当金	353百万円
棚卸資産評価損	162百万円
一括償却資産償却超過額	18百万円
関係会社出資金評価損	169百万円
貸倒引当金超過額	85百万円
減損損失	547百万円
繰越欠損金	2,174百万円
その他	374百万円
繰延税金資産小計	5,191百万円
評価性引当額	△5,191百万円
繰延税金資産合計	0百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△15百万円
その他有価証券評価差額金	△1,153百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△1,168百万円
繰延税金負債の純額	△1,168百万円

再評価に係る繰延税金負債 2,249百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
子会社	ミクニ アメリカン コーポレーション	直接所有 99.03%	商品の仕入 製品等の販売 役員の兼任	仕入高(注1 注5)	10,031	買掛金	327
				売上高(注2)	2,735	売掛金	327
				債務の保証(注3)	618	—	—
子会社	ミクニ インディア プライベート リミ テッド	直接所有 74.93% 間接所有 25.07%	製品等の販売 資金の援助	売上高(注2)	929	売掛金	418
				資金の貸付(注4)	—	短期貸付金	328
				債務の保証(注3)	2,607	長期貸付金	1,575
子会社	ミクニ パーテック 株式会社	直接所有 100.00%	製品等の仕入	仕入高(注1)	3,376	買掛金	1,073
子会社	株式会社ミクニグリ ーンサービス	直接所有 100.00%	資金の援助	資金の貸付(注4)	745	短期貸付金	795
子会社	上海三国精密機械有限 公司	直接所有 90.15%	製品等の仕入 製品等の販売	債務の保証(注3)	134	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案して毎期価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 市場価格、総原価を勘案して、当社希望価格を提示し、毎期価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

(注3) 子会社及び関連会社の行っている金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであり、保証料は一般取引条件と同様に決定しております。

(注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注5) 当社は代理人として取引しておりますが、総額にて記載しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 577円36銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 36円93銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額の算定上、当事業年度末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額及び当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数及び期中平均株式数

当事業年度末株式数490,219株 期中平均株式数500,416株

13. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による子会社設立

当社は、令和4年4月1日付で、当社の航空宇宙分野に関わる部品等の輸入販売事業を会社分割（新設分割）し、新たに設立した株式会社ミクニエアロスペースへ承継いたしました。

(1) 新設分割の目的

当社の航空宇宙事業部は、主に航空機関連の部品を海外から輸入し、国内で販売する商社事業を行っておりますが、この度、経営の機動性、効率化を図る目的で、当該事業を会社分割し、新会社を設立するものであります。

(2) 新設分割する事業の内容

航空宇宙機器・部品・材料等の輸入販売

(3) 新設分割の日程

令和4年4月1日

(4) 会社分割の方法

当社を分割会社とし、新会社を承継会社とする新設分割。

(5) 新設分割に係る割当ての内容

新会社は当該新設分割に際して普通株式40,000株全てを当社へ割り当て交付します。

(6) 当該新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

当該新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、当該新設分割に際して新会社が発行する株式は全て当社に割当て交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

(7) 新設分割会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社ミクニエアロスペース
本店の所在地 : 東京都千代田区外神田六丁目13番11号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 中村 直人
資本金の額 : 358百万円
純資産の額 : 2,013百万円
総資産の額 : 2,122百万円
事業の内容 : 航空宇宙機器・部品・材料等の輸入販売

(8) 当事業年度の損益計算書に計上されている分割した事業に係る損益の概算

	累計期間
売上高	1,209百万円
営業利益	260百万円